

合併浄化槽の 清掃料金減額について

本年度も合併浄化槽の清掃料金減額措置を実施しますので、下記条件を満たしていると思われる浄化槽管理者は申請してください。

なお、消費税改正に伴い減額金額は改定されています。

①対象人槽 8・10人槽

②適用条件

- (1)維持管理において過去3年間、浄化槽法に準じて浄化槽法第10条の浄化槽清掃及び浄化槽保守点検、並びに同第11条の法定検査を実施していること
 - (2)法定検査において、適正な放流値が確認されていること
 - (3)使用人員が2人以下であること 等
- これらの条件が満たされていれば、浄化槽7人槽の清掃料金が減額されます。

浄化槽の維持管理について

合併浄化槽及び単独浄化槽使用者に対して、浄化槽法によって下記の「浄化槽管理者の義務」があります。(合併浄化槽を例とします。)

○保守点検【浄化槽法第10条】

点検回数は4か月に1回以上(対象処理人員20人以下)

○法定検査【浄化槽法第7条】

浄化槽使用開始後、3か月を経過した日から5か月以内に受ける水質検査

【浄化槽法第11条】毎年1回、定期的に受ける水質検査

○清 掃【浄化槽法第10条】

毎年1回以上、日高川町長の許可を受けた清掃業者で行う

※浄化槽11条検査の検査手数料は以下の金額です。

検査手数料 5,800円(奨励金制度利用の場合は500円減額となります。)

法に基づいた適正な維持管理をお願いします。

なお、法定検査については下記の業者に問い合わせください。

公益社団法人 和歌山県水質保全センター ☎073-432-6433

水質保全センター 有田川事務所 ☎0737-52-8630

集落排水処理施設加入分担金及び使用料金のお知らせ

○新規加入分担金は、23万7千円となります。

○条例に基づき平成26年4月1日現在の日高川町住民基本台帳を基準として、使用人員の見直しを行いました。4月分からの使用料金に反映されています。なお、消費税改正に伴う使用料金も改定していますので、ご不明な点が有りましたら、下記までご連絡ください。

また年度途中で使用人員等に変更が生じましたら、届け出が必要となりますので、「死亡」・「出生」・「転出」・「転入」等が有りましたら届け出してください。

工事につきましては、下記日高川町集落排水設備工事指定業者をご指名ください。

接続工事がまだお済みでない加入者につきましては、すみやかな接続をお願いします。

町内加入率90%

【接続戸数/加入戸数:平成26年2月末現在】

- ・山野地区98%・和佐地区94%・土生矢田地区86%
- ・市川地区100%・三津ノ川地区100%・田尻地区96%
- ・江川地区91%・鐘巻地区77%・三百瀬地区76%

また既に接続されている皆様も、ご自宅の下水樹で定期的にゴミなどの取り除き、清掃をお願いします。

日高川町集落排水設備工事指定工事店 [平成26年3月1日現在]

氏名	☎	氏名	☎	氏名	☎	氏名	☎
日高川町	(0738-)	(有) トミヤ	53-0729	楠見水道工事店	22-6575	印南町	(0738-)
野中水道	52-0618	碓野電気サービス	54-0035	みのるポンプ店	22-2693	和住設	46-0229
タニモト設備	53-0638	(株) 旭屋	56-0231	林ポンプ店	22-0774	くぼ設備	45-0136
(株) 駒場工務店	54-0314	川口水環境	53-0505	熊谷水道工事店	22-1195	和歌山市	(073-)
川口水道店	53-0624	御坊市	(0738-)	浦野設備	22-6522	(有) プランワカノ	436-8844
(株) 大谷住宅設備	24-0710	大田設備	22-8468	小瀬工務店	22-1225	岩出市	(0736-)
山本設備	52-0807	(株) 一伸	23-3073	藤並設備	23-4849	オーヤシマ(株)	69-3102
岡崎設備	52-0826	紀南電設(株)	22-8211	原出住設	24-1133	田辺市	(0739-)
新田組	53-0643	西崎住設	23-1233	美浜町	(0738-)	(株) 共栄建設工業	77-0333
森ポンプ店	53-0106	(株) ワカヤマ設備	22-2946	若野管工	22-6767	(株) ナカシゲ	24-2212
(株) 柏木建設	53-0236	(株) 狩谷電気店	22-0835	武内水道工業	20-5164	(有) ワケン住設	24-5927
(株) 古部組	23-1378	夏目設備	22-4504	(有) 塩崎工務店	22-1777	太田水道	35-1301
花光建設	53-0611	木本設備	22-8792				

■お問合せ 上下水道課 ☎22-4814 中津地域振興課 ☎54-0321 美山地域振興課 ☎56-0321

消費税引き上げに伴う公共料金改定のお知らせ

平成26年4月1日からの消費税改正に伴い、公の施設の使用料や上下水道料金などの公共料金を改定します。

水道関係

■水道使用料 (税込)

	種類及び用途	基本料金		超過料金	
		現行	改定後(税8%)	現行	改定後(税8%)
専用栓	家事用(一般用)	10㎡迄 840円	10㎡迄 860円	1㎡につき 96円	1㎡につき 99円
	営業・工場・会社・官公署・学校	20㎡迄 1,810円	20㎡迄 1,860円	1㎡につき 120円	1㎡につき 123円
共用栓	家事用	20㎡迄 1,690円	20㎡迄 1,740円	1㎡につき 96円	1㎡につき 99円
営農栓	家畜用	10㎡迄 840円	10㎡迄 860円	1㎡につき 96円	1㎡につき 99円
	かんがい・施設用	1㎡当 96円	1㎡当 99円	1㎡につき 96円	1㎡につき 99円
特設栓	一時用	1㎡当 362円	1㎡当 372円	1㎡につき 362円	1㎡につき 372円

※平成26年3月31日以前から継続して水道を使用している場合は、平成26年5月検針分から8%の消費税が適用されます。

※水道の使用開始日が平成26年4月1日以降の場合、平成26年4月検針分から8%の消費税が適用されます。

■メーター使用料 (税込)

	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	100mm
現行	60円	90円	210円	420円	480円	2,170円	2,890円	3,620円
改定	同上	同上	220円	430円	490円	2,230円	2,970円	3,720円

■加入分担金 (税込)

	20mm迄	25mm迄	30mm迄	40mm迄	50mm迄	75mm迄	100mm迄	100mm以上
現行	60,300円	120,700円	181,100円	301,800円	422,600円	905,600円	1,509,300円	町長が別に定める
改定	62,000円	124,100円	186,300円	310,400円	434,700円	931,500円	1,552,400円	同上

下水道関係

■下水道使用料(家庭用) (税込)

	基本料金	人数割料金
現行	2,500円	500円
改定	2,570円	520円

■加入分担金 (税込)

	基本料金
現行	230,000円
改定	237,000円

■し尿汲み取り料金 (税込)

	18ℓあたり
現行	200円
改定	225円

■お問合せ 上下水道課 ☎22-4814

■お問合せ 住民課 ☎22-1701

浄化槽の申込及び補助金額のお知らせ

平成26年度浄化槽設置整備事業の申込期間は、4月1日から10月末日までです。(工事完了期日は翌年2月末日です。)

事前に申請者からの申込書の提出が必要ですので、詳しくは下記までお問合せください。(同時に浄化槽維持管理に関する説明をします。)設置基数は全体で30基を予定しています。

なお平成26年度補助金額は右記のとおりとなります。

※工事内容によって個人に支払われる補助金額は変わります。

■お問合せ 上下水道課 ☎22-4814 中津地域振興課 ☎54-0321 美山地域振興課 ☎56-0321